さらに、国際的にも、ＩＬＯが基本的な労働条件・労働環境等を備えたディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現を掲げ、各国においてもそれぞれの国の状況を踏まえて労働政策に反映させているところである。さらに、平成二十一年九月に開催された第三回金融世界経済に関する首脳会合（Ｇ二〇ピッツバーグ・サミット）における首脳声明においては、「質の高い仕事を回復の中心に置く」と題して、ディーセント・ワークへの支援、雇用の維持や雇用の増加等に向けて取り組む一方で、今回の経済危機が国際的に認められた労働基準を弱めることのないよう留意することに合意している。また、継続的に雇用政策へ焦点をあてるために平成二十二年の早い時期にＧ二〇雇用労働大臣会合の初開催が呼びかけられるなど、世界的にも雇用政策の重要性が高まっている。

㈠　自発的なキャリア形成支援の積極的展開

能開機構都道府県センターとの連携の下、労働者のキャリア形成の積極的展開を図るため、教育訓練休暇制度の導入や勤務時間の短縮など、従業員の自発的な能力開発を支援する企業に対する助成制度を周知する。

㈡　労働時間等の設定の改善を通じた仕事と生活の調和の実現

ア　労働時間等設定改善法に基づく指針の周知

緊急経済対策を踏まえ、改正された労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号。以下「労働時間等設定改善法」という。）に基づく指針の周知を図る。

イ　長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進

労働時間等設定改善法に基づき、労働時間等の設定の改善の円滑な実施を図るため、長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進等に取り組む企業を支援する。

㈢　企業における総合的なメンタルヘルス対策の推進

ア　事業場におけるメンタルヘルス対策の促進

事業場におけるメンタルヘルス対策を促進するため、経営トップを含め、個別の事業場に対する指導等を実施するとともに、業界団体等の自主的活動の促進、関係行政機関等との連携を図る。

イ　事業場の取組に対する支援

各都道府県に設置したメンタルヘルス対策支援センターにおいて、メンタルヘルス対策に関する総合的な相談の実施、専門家による個別事業場に対する訪問支援等、メンタルヘルス不調の予防から休業者の職場復帰に到るまで、事業場に対する総合的な支援を実施する。

㈣　仕事と家庭の両立の支援

ア　育児・介護休業制度の普及及び定着促進

平成二十一年に改正された育児・介護休業法の内容に沿った規定が企業において整備され、労働者が利用できるよう支援を行うとともに、男性の育児休業の取得を促進する。また、有期契約労働者の休業の取得要件等について、引き続き広く周知に取り組む。

イ　中小企業における次世代育成支援対策の推進

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十五号）により、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）が改正され、平成二十三年四月一日から百一人以上規模の事業主に一般事業主行動計画の策定・届出が義務づけられることから、次世代育成支援対策推進センターや地方公共団体と連携し、特に新たに義務づけとなる百一人以上三百人以下規模の事業主に対し、行動計画の策定・届出を促進する。

十一　雇用のセーフティネットの整備・拡充

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化等を図るため、雇用保険制度について、非正規労働者に対する適用基準である「六か月以上の雇用見込み」を「三十一日以上の雇用見込み」に緩和すること、雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善を行うこと等を盛り込んだ雇用保険法等の一部を改正する法律案を第百七十四回通常国会に提出しているところである。同法案が成立した場合は、労働者・事業主に対する周知・広報・指導等の取組を実施し、円滑な施行に努める。

○厚生労働省告示第百十八号

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号。以下「経過措置政令」という。）第七条第二項の規定に基づき、平成二十二年度に係る中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十条第二項第三号ロ及び経過措置政令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率は、〇とする。

平成二十二年三月三十一日　　厚生労働大臣　長妻　昭

○厚生労働省告示第百十九号

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、平成二十一年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十一年四月一日以後平成二十二年四月一日前に退職した被共済者であって同年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成二十二年四月一日以後平成二十三年四月一日前に退職した被共済者であって同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第一号の厚生労働大臣の定める率及び同条第二号の厚生労働大臣の定める率は、〇とする。

平成二十二年三月三十一日　　厚生労働大臣　長妻　昭

○厚生労働省告示第百二十号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十一年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十一年四月一日以後平成二十二年四月一日前に退職した被共済者であって同年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成二十二年四月一日以後平成二十三年四月一日前に退職した被共済者であって同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年一パーセントとする。

平成二十二年三月三十一日　　厚生労働大臣　長妻　昭